平成２８年（フ）第６３０号
福岡市早良区城西２丁目13番32―102号
債務者　吉松　友梨
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　祐弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２０６号
仙台市青葉区愛子東１丁目８番69号　メゾン棟林Ⅰ―102
債務者　白井由紀子
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高島　梨香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月８日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３９４号
埼玉県加須市弥兵衛539番地２
債務者　渡邉　良雄
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東谷　良子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月25日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５８９号
福岡市城南区南片江１丁目27番５―101号
債務者　西　　晃宏
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田康太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８８号
新潟市北区早通北２丁目７番８号
債務者　古山　伸一
1　決定年月日時　平成28年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米山　一史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２０号
山梨県笛吹市石和町小石和154番地４
債務者　大江　賢行
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板山　俊一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月26日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２６５号
広島市東区上温品４丁目55番15号
債務者　浜内　孝彰
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福山　正剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６５５号
福岡市東区唐原５丁目９番52号
債務者　松園　朋也
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　光史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４５２号
大分市舞鶴町１―２―15ひかり補償ビル２Ｆ、住民票上の住所大分市大手町３丁目４番12号
債務者　橋本　一郎
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　耕太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１９２８号
大阪府大東市深野北１丁目13番24号
債務者　永尾　智彦
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井本　雅之
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第３８７号
さいたま市緑区太田窪１丁目７番18号　ラフィーネコート　イダ206、旧住所さいたま市緑区東浦和２丁目58番地６　浦和第２寮311Ａ
債務者　竹内　　一（旧姓大家）
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４０５号
埼玉県加須市南篠崎921番地１　ベル・バローロ嵯峨202
債務者　佐藤　幸司
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４６１号
埼玉県川口市並木４丁目２番８―403号　ライオンズマンション川口並木第２
債務者　堀川　竜一
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５４７号
埼玉県川口市大字安行原1253番地の２　カメリア203号
債務者　中野　智広
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１５号
相模原市中央区淵野辺１丁目１番15号　ブラウンハウス202
債務者　平間　忠大
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１３１号
相模原市南区上鶴間本町６丁目５番１号　ラ・ベルメール202
債務者　岸本　明美
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１３２号
相模原市緑区中野1407番地２、申立時の住所相模原市緑区又野788番地３
債務者　前田　郁子
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部